

広島市スポーツイベントボランティアの会 規約

(名称)

第1条 この会は、広島市スポーツイベントボランティアの会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を公益財団法人広島市スポーツ協会に設置するスポーツ・サポート・センター（以下「SSC」という。）と協議の上、運営委員長の定めるところに置く。

(目的)

第3条 本会は、「おもてなしの心でお客様に接し、スタッフ全員でスポーツを支える。」を目的とする。また、お客様に喜ばれることはもちろんのこと、活動を通じて、ボランティアそれぞれの生きがいの実現や心の充実とともに社会貢献を実現していくことも目的とする。

(組織)

第4条 本会は、SSCに登録するスポーツイベントボランティア（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 会員は、本会が開催する研修を、最低3年間に1回以上は受講するものとする。

3 会員であることが不適当であると認められるときは、運営委員長は、運営委員会の決議を経て、会員を除名することができる。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 広島市内で開催される各種スポーツイベントでのボランティア活動
- (2) 会員の資質向上を図るための研修活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(役員)

第6条 本会の役員は、若干名の運営委員、リーダー及びサブリーダーとする。

2 運営委員の中から、次に掲げる種類の者を選定する。

- (1) 運営委員長 1人
- (2) 運営副委員長 若干名
- (3) 専門部会会長 各専門部会1人

3 リーダー及びサブリーダーの中から、次に掲げる種類の者を選定する。

- (1) リーダー・サブリーダーの会 会長 1人
- (2) 担当部会会長 各担当部会 1人
- (3) 担当部会副会長 各担当部会 1人

(役員の選出及び資格要件)

第7条 役員は、会員が自薦または他薦により、運営委員会に推薦し、運営委員会が選出する。

2 役員は、会員年数が2年以上で、活動回数が延30回（会議出席及び研修会参加を含む。）以上の要件を満たし、運営委員会が認める者とする。

- 3 前項に定めるもののほか、運営委員長は、会員の中から役員を指名選任することができる。また、任期途中においても同様とする。ただし、役員の選任及び解任があった場合は、次回の全体会に報告するものとする。

(役員の職務)

第8条 運営委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。
- 3 専門部会会長は、専門部会を統括し、部会の分掌事項を処理する。
- 4 運営委員は、いずれかの専門部会に所属し、分掌事項について協議、検討する。
- 5 リーダー・サブリーダーの会会長は、リーダー・サブリーダーの会を統括し、資質向上に努めるとともに会員が活動しやすい環境を整備する。
- 6 担当部会会長は、リーダー・サブリーダーの会会長を補佐し、事故ある時は、その職務を代行する。
- 7 担当部会副会長は、担当部会会長を補佐し、事故ある時はその職務を代行する。
- 8 リーダー及びサブリーダーは、いずれかの担当部会に所属し、日々の活動に関することについて処理する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1月1日から12月31日までの1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員がやむを得ず交替した場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が終了後も後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会議)

第10条 会議は、全体会、運営委員会、専門部会、リーダー・サブリーダーの会及び担当部会とする。

(議事録)

第11条 前条の会議議事録については、担当者を定め、作成しなければならない。ただし、専門部会及び担当部会については、上部会議への報告により作成したものとすることができる。

(全体会)

第12条 全体会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 全体会は、年1回以上開催する。
- 3 全体会は、次の事項を決議する。
 - (1) 規約等の改正に関すること
 - (2) 活動計画及び活動報告に関すること（活動目標、方針及びスローガンの決定を含む）
 - (4) 役員の選任又は解任に関すること
 - (5) 活動における課題等の改善策に関すること
 - (6) その他運営委員会が必要と認める事項

- 4 全体会は、運営委員長が招集し、議長となる。決議を要する事項については、出席者の過半数をもって議決決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(運営委員会)

第13条 本会の目的を達成するために、運営委員で構成する運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、必要に応じて開催する。
- 3 運営委員会は、次に掲げる事項を分掌する。
 - (1) 本会の運営方針に関すること
 - (2) 本会の活動の執行に関すること
 - (3) 全体会に上程する案件に関すること（専門部会から提案されたボランティア活動における課題や懸案事項の改善案等）
 - (4) 全体会から委任された事項に関すること
 - (5) その他専門部会に属さないこと及び運営委員長が必要と認める事項
- 4 運営委員会は、運営委員長が招集し、議長となる。決議を要する事項については、出席者の過半数をもって議決決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(専門部会)

第14条 本会は、運営委員会の決議を経て、運営委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第5条各号に掲げる活動について計画、実施及び調査等を行う。
- 3 専門部会に関する規程は、運営委員会の決議を経て、別に定める。

(リーダー・サブリーダーの会)

第15条 本会の目的を達成するために、リーダー及びサブリーダーで構成するリーダー・サブリーダーの会を置く。

- 2 リーダー・サブリーダーの会は、年1回以上開催する。
- 3 リーダー・サブリーダーの会は、次に掲げる事項を分掌する。
 - (1) リーダー及びサブリーダーの活動方針に関すること
 - (2) リーダー及びサブリーダーの活動の執行に関すること
 - (3) 運営委員会に上程する案件に関すること（担当部会から提案されたリーダー及びサブリーダーの活動における課題の改善案等に関すること）
 - (4) 運営委員会から委任された事項に関すること
 - (5) その他運営委員長及び会会長が必要と認める事項
- 4 リーダー・サブリーダーの会は、リーダー・サブリーダーの会会長が招集し、議長となる。決議を要する事項については、出席者の過半数をもって議決決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(担当部会)

第16条 本会は、運営委員会の決議を経て、リーダー・サブリーダーの会に担当部会を置くこ

とができる。

- 2 担当部会は、第5条各号に掲げる活動のリーダー及びサブリーダーに係ることについて、計画、実施及び調査等を行う。
- 3 担当部会に関する規程は、運営委員会の決議を経て、別に定める。

（事業年度）

第17条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

（服務）

- 第18条 会員は、業務上の指示に従い自己の業務に専念し、互いに協力するとともに、お客様等に常に注視されていることを意識し、会員及びボランティアとして、ふさわしい言動で、笑顔をもって活動に努めなければならない。
- 2 サービスに関する規程は、全体会の決議を経て、運営委員会が別に定める。

（SSCへの協議等）

第19条 この規約の施行に関して、公益財団法人広島市スポーツ協会SSC設置要綱（平成22年4月1日施行）及び経費等のSSC運営に関係する事項については、事前にSSCに協議し、その対応について承認を得なければならない。

（事務局）

第20条 本会の事務局は、SSCを設置する公益財団法人広島市スポーツ協会に置く。

（委任）

第21条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、運営委員会の決議を経て運営委員長が定める。

附 則

この規約は、平成31年3月10日から施行する。

この規約は、令和2年8月22日から施行する。

この規約は、令和7年2月2日から施行する。